元伊健高第 1100号

令和２年３月２３日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

管理者 様

伊達市長　須田　博行

（　公　印　省　略　）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の一部業務委託について（通知）

日頃から、本市の介護保険行政につきまして、ご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、「伊達市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」第34条第２項におきまして、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。」とされています。

このたび、介護を必要とする在宅要介護高齢者が増加している情勢を受け、多様な介護ニーズに対応する柔軟な介護サービスの提供を確保することを目的として、一部業務委託ができる「適切と認める範囲」及び一部業務委託を行う場合の取扱い、留意点を別紙のとおり定めましたので、通知いたします。

事務担当 福祉健康部高齢福祉課介護保険係

電話０２４－５７５－１２９９

別紙

伊達市における定期巡回･随時対応型訪問介護看護事業者が一部業務委託をすることのできる範囲等について

１一部業務委託することについて適切と認める範囲

（１）定期巡回サービスの提供に係る業務の一部

（２）随時訪問サービスの提供に係る業務の一部

（３）サービス利用者の生活アセスメントに係る業務の一部

（４）定期巡回サービス及び随時訪問サービスの付随業務の一部

２ 一部業務委託を行う場合の取扱い

（１）「伊達市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」及び労働関係法令を遵守すること

（２）受託事業者が次の要件を満たしていることを確認すること

（ア）利用者に事業提供できる体制を構築していること

（イ）密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であること

（ウ）利用者の処遇に支障がないこと

（３）一部業務委託を行う場合は、次の手続きを行うこと

（ア）受託事業者と書面にて契約をすること

（イ）委託によりサービスの一部を受託事業者の従業者が提供する場合があることを、利用者へ説明すること

（ウ）受託事業者との契約書の写しを市へ提出すること

３ 一部業務委託を行う場合の留意点

（１）受託事業者が事業を実施するに当たり適切に業務を実施できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な知識等を伝達すること

1. 常に受託事業者と連携を図り、サービス提供の状況等を把握した上で適切に管理を行うこと
2. 受託事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託できないこと

３取扱適用開始日

２０２０年４月１日